

商品概要説明書

J Aリフォームローン (Ⅱ型)

(平成 23 年 10 月 1 日現在)

商品名	J Aリフォームローン (Ⅱ型)
ご利用いただける方	<p>○当 J Aの組合員の方。(組合員でない方は J A所定の出資金を払い込むことにより組合員となれます)</p> <p>○次のいずれかを充足している住宅所有者の方。</p> <ul style="list-style-type: none">・住宅取得にあたり、J A扱いの公的住宅資金を利用している方で3年以上経過している方。・住宅取得にあたり、本ローンの保証機関と異なる保証機関を利用した J A住宅ローン (J Aプロパーの住宅資金を含む) を利用している方で3年以上経過している方。・住宅取得にあたり、J A以外から融資を受けている方で3年以上経過している方。 <p>○お借入時の年齢が満 20 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 76 歳未満の方。</p> <p>○原則として、前年度税込年収が 200 万円以上ある方 (農業者の方は 150 万円以上) (自営業者の方は前年度税引前所得とします。)</p> <p>○原則として、勤続 (または営業) 年数が 3 年以上の方 (親・子・関連会社への転籍は連続勤務とみなす)。</p> <p>○住宅ローン、リフォームローン (無担保の住宅資金を含む) の借入残高合計が前年度税込年収の 6 倍以内であること。</p> <p>○本ローンと J A無担保借入金の合計が 1,200 万円以内、J A住宅ローン・J Aリフォームローンの合計が 5,500 万円以内であること。</p> <p>○団体信用生命共済に加入できる方。</p> <p>○当 J Aが指定する保証機関 (大阪府農業信用基金協会) の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象とします。</p> <p>(住宅関連設備の例)</p> <ol style="list-style-type: none">①門、塀、車庫、物置。②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。⑥太陽光発電システム。⑦耐震改修工事費。

	<p>⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。</p> <p>⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。</p> <p>⑩その他住宅本体以外のもの。</p>
借入金額	○10万円以上500万円以内(10万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○1年以上10年6か月以内とします。
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回基準日まで基準金利(住宅ローンプライムレート/長期プライムレート)が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>○変動金利型で賦金を据え置く場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間はお返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。</p>
担保	○不要です。
保証人	<p>○当JAが指定する保証機関(大阪府農業信用基金協会)の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。</p> <p>ただし、①収入合算者、②借入者ご本人以外の所有者または共有者がいる場合、③その他保証機関が求めた場合は、その方を連帯保証人とさせていただきます。</p>
保証料	○一括前払いとなっております。

	<p>ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料（例）】</p> <table border="1" data-bbox="539 241 1348 338"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1 年</td> <td>3 年</td> <td>5 年</td> <td>7 年</td> <td>10 年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>3,208</td> <td>9,007</td> <td>14,631</td> <td>20,077</td> <td>27,887</td> </tr> </table> <p>なお、保証料率は年 0.6%です。</p>	お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年	保証料（円）	3,208	9,007	14,631	20,077	27,887
お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年								
保証料（円）	3,208	9,007	14,631	20,077	27,887								
<p>団体信用生命共済</p>	<p>○当 J A 所定の 3 種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。</p> <p>なお、共済掛金は当 J A が負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="539 533 1425 728"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.15%（内枠方式）</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.2%（内枠方式）</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.15%（内枠方式）	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.2%（内枠方式）				
団体信用生命共済名	加算利率												
団体信用生命共済（特約なし）	なし												
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.15%（内枠方式）												
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.2%（内枠方式）												
<p>手数料</p>	<p>○ご融資の際、J A に対して 0 円～10,500 円の事務手数料（消費税等含む。J A ごとに異なります。）が必要です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…0 円～52,500 円（J A ごとに異なります）</p> <p>②一部繰上返済の場合…0 円～21,000 円（J A ごとに異なります）</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 0 円～10,500 円の条件変更手数料（消費税等含む。J A ごとに異なります）が必要です。</p>												
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または〇〇部（電話：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、大阪府農業協同組合中央会が設置・運営する大阪府 J A バンク相談所（電話：0 6－6 2 0 4－3 6 6 9）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合〇〇部または大阪府 J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会（電話：0 3－3 5 8 1－0 0 3 1）</p> <p>そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、横浜弁護士会、山梨県弁護士会、新潟県弁護士会、愛知県弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会、広島弁護士会、愛媛弁護士会、福岡県弁護士会（詳しくは上記当組合〇〇部にお問い合わせください。）</p> <p>仙台弁護士会、山形県弁護士会、埼玉弁護士会、富山県弁護士会、静岡県弁護士会、公益社団法人 総合紛争解決センター（大阪府）、岡山弁護士会、鹿児島県弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記大阪府 J A バンク相談所にお申し出ください。）</p>												

その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>
-----	--

(注) 1 借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計 2 種類から選択します。

2 返済方法は、「毎月返済方式」、「年 2 回返済方式」、「特定月増額返済方式」の計 3 種類から選択します。